



様式第 2 号（裏面）

[注意]

1. ※印欄には記載しないこと。
2. 事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
3. 先順位者が失権したことにより又は所在不明の先順位者について特別遺族年金の支給が停止されたことにより、新たに受給権者となった者がこの請求書を提出するときは、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(3)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
  - (1) 請求人及び請求人と生計を同じくしている特別遺族年金を受けすることができる遺族と死亡労働者等との身分関係を証明することができる石綿健康被害救済法の施行日（平成 18 年 3 月 27 日）以降の日付で証明された戸籍の謄本又は抄本
  - (2) 請求人及び請求人と生計を同じくしている特別遺族年金を受けすることができる遺族のうち死亡労働者等の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
  - (3) 請求人以外の特別遺族年金を受けすることができる遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
4. ③、④及び⑥の欄内に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
5. ⑦については、次により記載すること。
  - (1) 特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において、特別遺族年金の払渡を金融機関から受けることを希望する者にあつては「金融機関」欄に、特別遺族年金の払渡を郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便局」欄に、それぞれ記載すること。

なお、郵便局から払渡を受けることを希望する場合にあつて振込によらないときは、「郵便振替口座の口座番号」の欄は記載する必要はないこと。

また、年金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します：□」の□にレ点を記入すること。その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は必要がないこと。
  - (2) 請求人が 2 人以上ある場合において代表者を選任しないときは、③の最初の請求人について記載し、その他の請求人については別紙を付して所要の事項を記載すること。
6. 「個人番号」の欄については、請求人の個人番号を記載すること。
7. 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人（代表者）の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。

	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
社会保険労務士 記 載 欄			